

公会計制度に係る財務書類分析

【松阪市：総務省改訂モデル】

はじめに

平成 21 年 3 月 31 日時点の総務省「地方公共団体の平成 19 年度版財務書類の作成状況等」によると、指定都市を除く市区町村の 75.9%（1,783 団体中 1,354 団体）が財務書類を作成済あるいは作成作業をしているという結果になりました。

すでに多くの自治体において普及が進んだ財務書類の作成ですが、平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」により大きな転機が訪れることとなりました。この中で、「地方においても国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。」との記述がなされ、自治体における「資産・債務改革」の必要性が打ち出されました。

平成 18 年 8 月 31 日には、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務事務次官通知）」の「第 3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）」において、「発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、基準モデル又は総務省方式改訂モデルを活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は、3 年後（平成 21 年度）までに 4 表を整備すること。」とされました。

これらを受けて、総務省では平成 19 年 10 月に、「新地方公会計制度実務研究会報告書」を公表し、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という 2 つの財務書類作成モデルを示しました。その後も実務研究会報告書において課題とされていた事項の検討を進め、平成 20 年 1 月には「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」の公表、平成 21 年 4 月には「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」を公表しました。

この間、三重県下でも各市町の有志職員参加により「新地方公会計制度検討部会」を発足し、検討を重ね、ワーキンググループでは総務省から示された「総務省方式改訂モデル」等についてその特徴や活用方法について研究を行いました。平成 21 年 2 月には三重県の取りまとめにより「新地方公会計制度検討部会報告書」を公表したところです。

松阪市では市民の皆様への説明責任の向上と財政運営等への活用を目指し、平成 12 年度決算から貸借対照表を、平成 13 年度決算からは行政コスト計算書を旧総務省方式により作成・公表してきましたが、平成 20 年度決算からは「総務省方式改訂モデル」による財務書類 4 表の作成をすることとしました。

I 基本事項について

1 新公会計制度導入の目的

新公会計とは、現金主義・単式簿記によるこれまでの自治体の会計制度に、発生主義・複式簿記といった企業会計的な要素を取り入れ、資産、負債などのストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化を図るものです。

旧総務省方式による財務書類も発生主義・複式簿記の考え方は取り入れられていましたが、新たな方式による財務書類では、より細やかな情報を提供するとともに、市が連携協力して行政サービスを実施している関係団体・法人等を含めた全体の財政状況を把握することが可能となります。

《新財務書類作成による効果》

○財政運営の透明性の確保と説明責任の履行

- ・一部事務組合や土地開発公社、第三セクター等を含めた全体の財政状況を把握することができる
- ・住民サービスにかかるコストと受益者負担を明示することにより、コスト意識を高めることができる

○資産・債務の適切な管理と有効活用

- ・全庁的に遊休資産を把握することにより、資産の売却・活用の促進を図ることができる
- ・債務を適正に把握することにより、今後必要な資金の計画的な積立を行うことができる

○行政経営への活用

- ・類似団体や近隣団体と比較分析することで、市の特徴や課題を把握できる
- ・行財政改革にあたり、収支ベースだけでなく、ストックベースの視点を取り入れることができる

2 基本的な作成方針について

(1) 対象とする範囲

連結の範囲は、普通会計に特別会計、一部事務組合、地方三公社、第三セクター等を含めて市に関連のあるすべての団体を対象とします。

松阪市の連結対象会計、団体等は下表のとおりです。第三セクター等については、判断基準（※）に基づき条件を満たした場合に連結対象とします。

会計・一部事務組合等	名 称
普通会計	・一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・ケーブルシステム事業特別会計・定額給付金給付事業特別会計

公営事業会計	・水道事業会計・松阪市民病院事業会計・公共下水道事業会計・競輪事業特別会計・国民健康保険事業特別会計・老人保健事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計・簡易水道事業特別会計・戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計・農業集落排水事業特別会計
一部事務組合・広域連合	・松阪地区広域衛生組合・松阪地区広域消防組合・香肌奥伊勢資源化広域連合・多気町松阪市学校組合・三重地方税管理回収機構・宮川福祉施設組合・松阪飯多農業共済事務組合・三重県後期高齢者医療広域連合 ※三重県自治会館組合は除く
地方三公社	・松阪市土地開発公社
第三セクター等	・(財)松阪市勤労者サービスセンター・(財)松阪スポーツ振興研修センター・(株)飯高駅

(※) 第三セクター等の連結判断基準（総務省基準）

(1) 出資比率が 50%以上の場合、連結対象とする

(2) 出資比率が 25%未満の場合、連結対象としない

(3) 出資比率が 25%以上 50%未満の場合は、実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合は、連結対象とする

(2) 基準日

平成 21 年 3 月 31 日（平成 20 年度末）を作成基準日とし、出納整理期間（平成 21 年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで）における出納については基準日までに終了したものとして処理しています。

(3) 基礎数値

原則電算処理化された昭和 44 年以降の地方財政状況調査のデータと、歳入歳出決算書や各団体で作成している財務書類の数値を用いています。

3 貸借対照表とは

貸借対照表とは、一定時点において保有するすべての資産とその資産をどのような財源で賄ってきたかを表したものです。

左側（借方）の「資産の部」は、行政サービスを提供するために形成してきた道路、公園、学校などの有形固定資産や出資金、貸付金、現金・預金などがあります。右側（貸方）は、その資産を形成した財源を表す「負債の部」と「純資産の部」から構成されています。

「負債の部」は、地方債や職員に対し将来負担すべき退職金等で将来世代が負担する部分、「純資産の部」は、過去・現役世代の負担した税金、国県からの補助金等が計上されています。

「資産の部＝負債の部＋純資産の部」と左右のバランスがとれた対照表となることから、バランスシートとも呼ばれています。

《旧総務省方式からの主な変更点》

○有形固定資産の減価償却に用いる耐用年数の一部変更と償却開始年度を当該年度から翌年度へ変更

○有形固定資産の各項目区分・名称を変更

○売却可能資産の洗い出しを行い時価評価で計上

○収入未済額を長期・短期に分けて回収不能見込額を計上

○賞与引当金の計上

○「正味資産の部」を「純資産の部」とし、内訳を公共資産等整備に係る国・県補助金、一般財源、その他の一般財源に変更

4 行政コスト計算書とは

地方公共団体の行政活動は、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらないサービスが大きな比重を占めています。行政コスト計算書は、1年間の消費的なサービスに伴うコストを性質別（人件費・物件費・社会保障給付など）と目的別（教育・福祉・環境衛生など）に表しています。また、それぞれのコストに充てられた使用料・手数料・負担金などの財源の把握が可能となります。

貸借対照表が期末における資産や負債の状況を表すのに対して、行政コスト計算書では貸借対照表上に計上していない消費的な経費や受益者負担がどの程度あったのかを把握することができます。

《旧総務省方式からの主な変更点》

○賞与引当金繰入額の計上

○回収不能見込計上額の計上

○経常収益から国・県支出金、一般財源を除き、受益者負担である使用料・手数料及び負担金・負担金・寄附金のみとする

5 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部を構成する「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」、「資産評価差額」が1年間でどのように変動したのかを表しています。

貸借対照表でも説明したように、純資産の部は過去及び現役世代がすでに負担している部分であり、純資産の変動は将来世代と過去・現役世代との間の負担配分の変動を意味します。

たとえば、純資産が増加した場合は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産を形成したことを意味するため、将来世代の負担は軽減されていると考えられま

す。

《旧総務省方式からの主な変更点》

○総務省方式改訂モデルに基づき新規作成

6 資金収支計算書とは

資金収支計算書は、1年間の歳計現金の収入・支出の動きをその性質に応じて「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」の3つに区分して表しています。

このことにより、どのような要因で資金が増減したのかを把握することが可能となります。また、会計年度末における歳計現金の残高を表すため、4つの財務書類のうち唯一現金主義に基づいて作成されており、その数値は貸借対照表の歳計現金と一致します。

《旧総務省方式からの主な変更点》

○総務省方式改訂モデルに基づき新規作成

7 財務書類4表の関係について

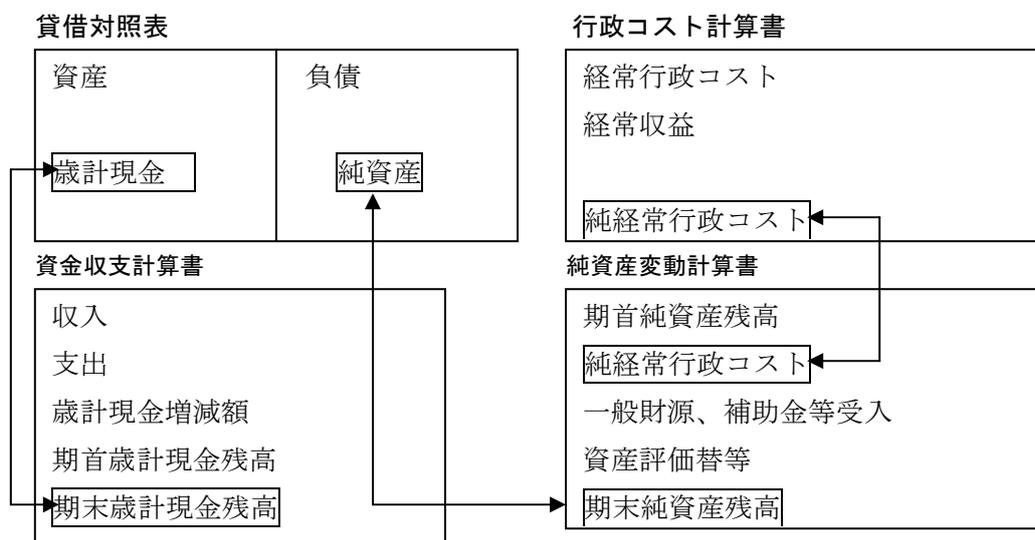
財務書類は4つの表から構成されており、それぞれが連動しています。貸借対照表の純資産は、国・県からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表しています。この純資産の変動を表したものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書における純経常行政コストが一般財源、補助金等受入等を超過すれば、純資産が減少し、逆に一般財源、補助金等受入等が純経常行政コストを超過すれば、純資産が増加することになります。

行政コスト計算書は、純資産変動計算書の純経常行政コストの明細であり、1年間にかかった経常コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金等受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

資金収支計算書の期末歳計現金残高は、貸借対照表の歳計現金と一致します。このことは、資金収支計算書は、貸借対照表に計上されている歳計現金の増減の明細であることを意味します。

4表の相関関係を表示すると次のようになります。

《財務書類4表の関係》



Ⅱ 普通会計財務書類について

1 普通会計貸借対照表について

普通会計貸借対照表の各項目の説明

ここでは、貸借対照表の各項目についての説明をします。また各項目のカッコ内には、旧総務省方式からの主な変更点を記載しています。

《資産の部》

① 公共資産

○有形固定資産（⇒各項目の区分・名称を変更）

有形固定資産は、長期間にわたり住民サービスの提供に使用されるもので、具体的には土地、建物等が該当します。昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費を集計し、減価償却後の金額を計上します。なお、昭和43年度以前の資産も存在するため、把握できる資産については、追加計上してあります。

ただし、普通建設事業費のうち市が他団体に補助金、負担金として支出した部分については、市の所有する資産ではないため有形固定資産として計上していませんが、末尾の注記※1「他団体及び民間への支出金により形成された資産」に表記します。

（※）減価償却（⇒耐用年数の一部変更と償却開始年度を当該年度から翌年度へ変更）

土地以外の有形固定資産については、減価償却を行います。減価償却の方法は、残存価額ゼロの定額法とし、耐用年数は下表のとおりです。

《耐用年数表》

決算統計上の区分	耐用年数	決算統計上の区分	耐用年数	決算統計上の区分	耐用年数
1 総務費		(4) 砂防	50	(6) 港湾	49
(1) 庁舎等	50	(5) 漁港	50	(7) 都市計画	
(2) その他	25	(6) 農業農村整備	20	街路	48
2 民生費		(7) 海岸保全	30	都市下水路	20
(1) 保育所	30	(8) その他	25	区画整理	40
(2) その他	25	6 商工費	25	公園	40
3 衛生費	25	7 土木費		その他	25
4 労働費	25	(1) 道路	48	8 消防	
5 農林水産業費		(2) 橋りょう	60	(1) 庁舎	50
(1) 造林	25	(3) 河川	49	(2) その他	10
(2) 林道	48	(4) 砂防	50	9 教育	50
(3) 治山	30	(5) 海岸保全	30	10 その他	25

（※）売却可能資産（⇒新規に計上）

売却可能資産とは現に公用又は公共用に供されていない資産で次に該当するものです。

(1)活用の図られていない普通財産

(2)普通財産のうち活用目的が終了する予定のもの

(3)用途廃止することが予定されている行政財産（松阪市では該当ありません）

売却可能資産は、行政サービスの提供には活用されていませんが、将来の現金獲得能力があると考えられ、「売却可能価額」で評価することになります。

評価方法は、鑑定評価額等があるものについては当該金額を使用しますが、ないものについては、土地は固定資産税評価方法に基づく評価額を用いて算出し、建物はデフレーターを用いて再調達価額を算出します。

②投資等

○投資及び出資金

法人や土地開発公社、第三セクター等に対する出資金、出捐金を計上します。「投資損失引当金」は、連結対象団体等の財政状況が一定以上悪化した場合に、将来回収できないと見込まれる損失金額を予め引当計上しておくものです。

○貸付金

土地開発公社や第三セクター等に対して市が貸し付けている金額を計上します。

○基金等

職員退職手当基金や公共施設整備基金などの特定目的基金と定額運用基金の年度末の残高を計上します。財政調整基金と減債基金については、将来の収入減や不測の支出、地方債の償還に備えて積立てる基金であり、流動資産の「現金預金」に計上します。

○長期延滞債権（⇒新規に計上）

市税や使用料など納税期限や回収期限から1年以上経過し、未だ収入されていない債権を計上します。

○回収不能見込額（⇒新規に計上）

「貸付金」及び「長期延滞債権」のうち回収不能となることが見込まれる金額を計上します。回収不能見込額は、市税については、過去3年間において執行停止となっている額を、それ以外の収入については、個別算定による額を全額回収不能見込額として計上します。

③流動資産

○現金預金

財政調整基金、減債基金、歳計現金の年度末残高を計上します。

(※) 未収金 (⇒現年度調定分の収入未済額を計上し、回収不能見込額を新規に計上) 当該年度の歳入歳出決算書の収入未済額から長期延滞債権へ計上した額を除いた金額を「地方税」と「その他」に分類して計上します。したがって、未収金に計上される金額は現年度調定分の収入未済額となります。

「回収不能見込額」は、市税については、公示送達をしているもののうち、現年度が初めてのもの为基础として算出した金額を、それ以外の収入については個別算定による額を全額回収不能見込額として計上します。

◀負債の部▶

④固定負債

○地方債

地方債のうち、翌々年度以降に償還される金額を計上します。翌年度の償還予定額は、流動負債の「翌年度償還予定地方債」へ計上します。

○長期未払金 (⇒債務負担行為を翌年度支払額と翌々年度以降の支払額に分けて計上)

債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、翌々年度以降に支払う金額を計上します。翌年度の支払額は、流動負債の「未払金」へ計上します。

○退職手当引当金

当該年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当を除いた金額を計上します。翌年度支払う退職手当は、流動負債の「翌年度支払予定退職手当」へ計上します。

退職手当引当金は、職員が将来退職した際に支給される退職手当の負担を支給時に全額計上するのではなく、勤務期間にわたって計上すると考えるためです。

○損失補償等引当金 (⇒新規に計上)

第三セクター等の損失補償債務のうち、経営状況等を勘案して算定した普通会計の将来負担見込額を計上します。

⑤流動負債

○翌年度償還予定地方債

地方債のうち、翌年度に償還する金額を計上します。

○短期借入金

収支不足が発生した場合の翌年度予算からの前借額を計上します。

○未払金（⇒新規に計上）

債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、翌年度に支払う金額を計上します。

○翌年度支払予定退職手当（⇒固定負債から流動負債への計上に変更）

退職手当のうち、翌年度に支払う予定の金額を計上します。

○賞与引当金（⇒新規に計上）

翌年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当のうち当該年度負担相当額を計上します。

〈純資産の部〉

⑥公共資産等整備国県補助金等

住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・県からの補助金額を計上します。

⑦公共資産等整備一般財源等（⇒一般財源を公共資産等の整備に係るものとそれ以外のものに分けて計上）

住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、国・県からの補助金と建設地方債を除いた金額を計上します。

⑧その他一般財源等

公共資産等以外の資産から、公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた金額を計上します。

⑨資産評価差額（⇒新規に計上）

売却可能資産の取得価額と売却可能価額の差額や市場価格のある有価証券の取得価額と時価との差額を計上します。

〈注記〉

注記には、普通建設事業のうち貸借対照表へ計上していない他団体等への補助金・負担金等により形成された資産の情報や債務負担行為に関する情報、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、将来負担比率に関する情報等を表記しています。

普通会計貸借対照表の概要

☆平成 20 年度の貸借対照表について

平成 21 年 3 月 31 日における普通会計の資産総額は 2,334 億 7,215 万 5 千円で、前年度と比較して約 25 億円減少しました。

一方で、負債総額は 707 億 8,845 万 4 千円と前年度と比較して約 15 億円減少しました。

また、資産から負債を差し引いた純資産は、1,626 億 8,370 万 1 千円と前年度と比較して約 10 億円減少しました。

新規地方債の発行の抑制などにより負債は減少傾向にありますが、資産に対する負債の比率は 30.3%であり、現在ある資産のおよそ 4 分の 1 を将来世代が負担していくことになります。負債の動向は将来の財政負担を大きく左右することになるため、中長期的な視点に立った財政の健全化の確保に努めていかなければなりません。

①資産の部

1) 有形固定資産・売却可能資産

有形固定資産は、2,078 億 2,329 万円で資産全体の 89.0%を占めています。その内訳をみると、公園や街路の整備等の「生活インフラ・国土保全」が 47.7%、小中学校や公民館図書館の整備等の「教育」が 25.1%となっています。

また、前年度と比較して 35 億 5,218 万 6 千円減少しました。主な減少要因としては、普通建設事業費の抑制及び減価償却による資産減です。

平成 20 年度の売却可能資産は、一定の仕訳に基づき、普通財産のうち売却可能であると判断した資産を固定資産税評価方法に基づき評価した結果、総額で 3 億 3,637 万 1 千円を計上しました。

2) 投資等

(1) 投資及び出資金

投資及び出資金は、68 億 9,093 万 8 千円で資産全体の 3.0%を占めています。主なものは、(財)松阪市勤労者サービスセンターへの出捐金(2 億 8 千円)、三重県信用保証協会への出捐金(1 億 502 万円)などがあります。

(2) 貸付金

貸付金は、3 億 3,384 万 7 千円で資産全体の 0.1%を占めています。主なものは、松阪市住宅新築資金等貸付金(3 億 3,669 万 5 千円)です。なお、貸付金のうち未収となっているものは長期延滞債権又は未収金に振り分けられることになります。

また、前年度と比較して 8,511 万 3 千円減少しました。これは、市が住宅新築資金等貸付金を回収したためです。

(3) 基金等

基金等は、81 億 7,121 万 6 千円で資産全体の 3.5%を占めています。主なものは、保健医療福祉総合センター建設基金(11 億 8,025 万 1 千円)、ふるさと振興基金(8 億 52 万 1 千円)、退職手当基金(14 億 98 万 7 千円)です。

(4) 長期延滞債権

長期延滞債権は、21 億 7,089 万 5 千円で資産全体の 0.9%を占めています。主なものは、

個人市民税（6億3,041万7千円）、固定資産税・都市計画税（11億2,837万2千円）です。

(5) 回収不能見込額

貸付金及び長期延滞債権のうち回収不能が見込まれる金額を3億7,417万5千円としてマイナス計上しました。うち市税が3億7,413万6千円で、過去3年間において、執行停止を行っているものについて、全額回収不能として計上しています。

3) 流動資産

(1) 現金預金

現金預金は、73億6,452万9千円で資産全体の3.2%を占めています。主なものは、歳計現金（7億1,577万7千円）、財政調整基金（61億6,326万5千円）です。

(2) 未収金

未収金は、7億5,524万4千円で資産全体の0.3%を占めています。主なものは、個人市民税（2億9,215万6千円）、固定資産税・都市計画税（3億5,873万8千円）です。

また、未収金のうち回収不能が見込まれる金額を2,232万円としてマイナス計上しました。

②負債の部

1) 固定負債

(1) 地方債

地方債のうち22年度以降に償還する金額は、531億2,558万1千円で負債・純資産全体の22.8%を占めています。前年度と比較して15億1,960万7千円減少していますが、これは投資的経費を抑制したことや、繰上償還を行ったためです。

(2) 長期未払金

債務負担行為のうち22年度以降に支払う金額は、7,694万9千円で負債・純資産全体の0.03%を占めています。前年度と比較して1,220万5千円減少していますが、これは平成20年度に嬉野デイサービスセンター建設補助に対する債務の履行があったものです。

(3) 退職手当引当金

退職手当引当金は、105億4,989万5千円で負債・純資産全体の4.5%を占めています。退職手当基金の20年度末残高が14億98万7千円ですので多くの部分については、将来の税収等で賄うことになります。

2) 流動負債

(1) 翌年度償還予定地方債

地方債のうち21年度に償還する金額は、54億1,886万1千円で負債・純資産全体の2.3%を占めています。

(2) 未払金

債務負担行為のうち21年度に支払う金額は、1,220万5千円で嬉野デイサービスセンター建設補助に対する債務の翌年度履行分です。

(3) 翌年度支払予定退職手当

21年度に支払いが予定される退職手当は、9億9,685万4千円で負債・純資産全体の0.4%を占めています。

(4) 賞与引当金

21年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当のうち20年度負担相当額は、6億810万9千円で負債・純資産全体の0.3%を占めています。

③純資産の部

1) 公共資産等整備国県補助金等

住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・県からの補助金額は、459億4,372万7千円で資産・純資産全体の19.7%を占めています。

2) 公共資産等整備一般財源等

住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、国・県からの補助金と建設地方債を除いた金額は、1,395億2,156万9千円で資産・純資産全体の59.8%を占めています。

3) その他一般財源等

公共資産等以外の資産から、公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた金額は、マイナス227億8,159万5千円です。

その他一般財源等がマイナスということは、翌年度以降自由に使える財源の一部が既に拘束されていることを意味します。

これは、臨時財政対策債や減税補てん債等の赤字地方債や、退職手当引当金のように資産形成を伴わない負債が存在し、その支払いに対する備えが蓄えられていないことを表しています。

4) 資産評価差額

今年度松阪市の資産評価差額はありません。

2 普通会計行政コスト計算書について

普通会計行政コスト計算書の各項目の説明

ここでは、行政コスト計算書の各項目についての説明をします。また各項目のカッコ内には、旧総務省方式からの主な変更点を記載しています。

①人にかかるコスト

1) 人件費

人件費の当該年度決算額から当該年度に支払った退職手当と前年度賞与引当金計上額を除いた金額を計上します。

2) 退職手当引当金繰入等

当該年度と前年度の退職手当引当金の差額に当該年度に支払った退職手当を加えた金額を計上します。また退職手当基金積立金についても引当金の減少に資することからその分控除しています。

3) 賞与引当金繰入額 (⇒新規に計上)

貸借対照表に計上した賞与引当金を計上します。

②物にかかるコスト

1) 物件費・維持補修費

需用費や役務費や委託料などの物件費と公共資産の維持補修に係る経費を計上します。

2) 減価償却費

当該年度の減価償却費を計上します。

③移転支的コスト

1) 社会保障給付・補助金等・他会計等への支出額

扶助費や負担金・補助金などの補助費等、他会計等への繰出金・負担金等を計上します。

2) 他団体への公共資産整備補助金等

普通建設事業費のうち、他団体への補助金・負担金を計上します。

④その他のコスト

1) 支払利息

地方債及び一時借入金に係る支払利息を計上します。

2) 回収不能見込計上額 (⇒新規に計上)

当該年度と前年度の回収不能見込額の差額に当該年度の不納欠損額を加えた金額を計上します。

3) その他行政コスト (⇒新規に計上)

当該年度と前年度の長期未払金・未払金の差額に当該年度履行額を加えた金額など上記以外の経費を計上します。

⑤経常収益

1) 使用料・手数料・分担金・負担金・寄附金 (⇒収入項目から国・県補助金、一般財源を除き、受益者負担のみを計上)

当該年度と前年度の収入未済額の差額に当該年度の収入額を加えた金額を計上します。

普通会計行政コスト計算書の概要

①性質別行政コストについて

平成 20 年度の経常行政コストの総額は 506 億 3,282 万 2 千円であり、経常収益の 20 億 7,175 万 1 千円を除いた純経常行政コストは、485 億 6,107 万 1 千円となりました。

性質別行政コストのうち、最も比率が高い「移転支的コスト」は 228 億 1,311 万円 で経常行政コスト全体の 45.1%を占めています。

「移転支的コスト」のうち大きな割合を占めているものは、社会保障給付 (91 億 949 万 6 千円)、他会計等への支出額 (74 億 6,034 万 6 千円) です。

社会保障給付 (=扶助費) のうち主なものは、生活保護費 (31 億 5,884 万円)、児童手当・児童扶養手当等 (19 億 3,754 万円)、保育園費 (15 億 3,019 万 7 千円) です。

他会計等への支出額のうち主なものは、公共下水道事業会計への繰出金（22億7,787万3千円）、介護保険事業特別会計繰出金（17億3,575万5千円）です。

次に比率の高い「物にかかるコスト」は、152億9,673万円で経常行政コスト全体の30.2%を占めています。

「物にかかるコスト」のうち大きな割合を占めているものは、物件費（73億1,354万5千円）であり、減価償却費も71億9,059万2千円を計上しています。

②目的別行政コストについて

目的別行政コストのうち、最も比率が高い「福祉」は174億8,381万3千円で経常行政コスト全体の34.5%を占めています。

「福祉」のうち大きな割合を占めているものは、社会保障給付（90億3,247万4千円）、他会計等への支出額（42億7,824万5千円）です。主なものは、性質別コストで述べたとおりです。

次いで比率の高いものは「生活インフラ・国土保全」の72億7,102万4千円と「総務」の66億8,904万円で経常行政コスト全体に占める割合は、それぞれ14.4%と13.2%です。

「生活インフラ・国土保全」のうち大きな割合を占めているものは、他会計等への支出額で、主なものは、性質別コストで述べたとおりです。

また、「総務」のうち大きな割合を占めているものは、人件費の32億756万円です。

③経常収益

経常収益は20億7,175万1千円で、経常行政コストがどの程度受益者の負担で賄われているかを表す受益者負担比率は、4.09%です。

経常行政コストから経常収益を差し引いた純経常行政コストの485億6,107万1千円は、地方税や地方交付税、国・県からの補助金といった一般財源等で賄わなければならないコストです。

3 普通会計純資産変動計算書について

普通会計純資産変動計算書の各項目の説明

ここでは、純資産変動計算書の各項目についての説明をします。

①期首純資産残高・期末純資産残高

前年度と当該年度の貸借対照表における「純資産」の残高と一致します。

②純経常行政コスト

当該年度の行政コスト計算書における「純経常行政コスト」の金額を計上します。

③一般財源

地方税、地方交付税、地方譲与税、各種交付金、諸収入等の収入額を計上します。ただし、公共資産の売却、投資及び出資金や貸付金の回収、基金の取崩等の収入は、貸借対照表の資産の変動であるため控除します。

④補助金等受入

国県支出金のうち、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金、基金の財源になった金額を「公共資産等整備国県補助金等」に計上し、それ以外の金額を「その他一般財源等」へ計上します。

⑤臨時損益

災害復旧事業費、公共資産除売却損益、投資損失など経常的ではない特別な事由に基づく損益が発生した場合に計上します。

⑥科目振替

新たな公共資産の取得や処分、貸付金や出資金等への財源投入や回収、有形固定資産の減価償却などに伴い貸借対照表に計上された公共資産等の金額が増減します。これに伴い公共資産等に充当されている財源も変動するため、財源区分間における財源の流れを表したものが科目振替となります。

⑦資産評価替えによる変動額

売却可能資産を新たに計上した場合の有形固定資産計上額との差額や市場価格のある有価証券の時価評価に伴い評価差額が発生した場合等に計上します。

⑧無償受贈資産受入

寄附等により無償で資産を受贈した場合の有形固定資産計上額を計上します。

普通会計純資産変動計算書の概要

①純資産の変動について

純資産は現在までの世代が負担した部分であり、この財務書類により1年間の増減額がわかります。

平成20年度の純資産合計は1,626億8,370万1千円で、前年度と比較して6億4,531万円減少しました。

内訳としては、「公共資産等整備国県補助金等」が12億9,959万7千円の減少、「公共資産等整備一般財源等」が9億1,922万円の増加、「その他一般財源等」は2億6,493万3千円の減少となりました。

純資産が減少した要因は、純経常行政コスト485億6,107万1千円に対して経常的な収入が479億5,075万7千円であるため、収入以上のコストがかかったことによります。

②純経常行政コストと財源について

純経常行政コストの金額に対して、一般財源及び補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかがわかります。

平成20年度は、純経常行政コスト485億6,107万1千円に対して、地方税や地方交付税などの一般財源が390億5,472万5千円、経常的なコストに対する補助金が88億9,603万2千円で合計479億5,075万7千円となりました。6億1,031万4千円の支出超過となり純経常行政コストが経常的な収入により賄いきれていないことがわかります。

③科目振替について

1) 公共資産整備、貸付金・出資金等への財源投入

財源として拘束されていなかった一般財源が公共資産の整備や貸付金・出資金の財源として使用されることになったため、公共資産等整備一般財源等へ科目を振り替えるものです。

20年度は、公共資産整備に11億4,582万5千円、貸付金・出資金等に10億3,392万8千円の一般財源が投入されたこととなります。

貸付金・出資金等の主なものは、基金（公共資産整備に係るもの）への積立金（3億5,580万2千円）、地方公営企業等金融機構への出資金（1,300万円）です。

2) 貸付金・出資金等の回収等による財源増

公共資産等整備の財源として拘束されていた財源が、貸付金・出資金の回収により用途の自由な一般財源になったために振り替えるものです。

20年度は、2億278万5千円を一般財源へ振り替えました。主なものは、基金の取り崩し（1億1,044万5千円）、住宅新築資金等貸付金の元金回収（7,565万円）です。

3) 減価償却による財源増

上記の②と同様に公共資産等整備の財源として拘束されていた財源を、公共資産の減価償却により一般財源に振り替えるものです。

20年度は、71億9,058万2千円を減価償却したことにより、公共資産等整備国県補助金等が18億9,927万9千円、公共資産等整備一般財源等が52億9,130万3千円減少し、その他一般財源等が71億9,058万2千円増加しました。

4) 地方債償還に伴う財源振替

公共資産等整備の財源として発行された地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち地方債によって賅われていた部分が一般財源に置き替わることとなります。したがって、償還額をその他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えるものです。

20年度は、社会資本整備の財源として発行していた地方債42億3,355万5千円を償還したため、公共資産等整備一般財源等が42億3,355万5千円増加し、同額がその他一般財源等から減少しました。

④資産評価替えによる変動額

売却可能資産を新たに計上した場合や、資産の評価替えを行うことにより発生します。

20年度は、資産評価替えはありません。

4 普通会計資金収支計算書について

普通会計資金収支計算書の各項目の説明

ここでは、資金収支計算書の各項目についての説明をします。

①経常的収支の部

市の経常的な行政活動に伴う資金収支を表しています。

1) 支出

人件費、物件費、社会保障給付（扶助費）、補助金等、支払利息、他会計等への事務費繰出金等の経常的な支出を計上します。

2) 収入

地方税、地方交付税と「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」に計上される額を除いた金額を計上します。

②公共資産整備収支の部

公共資産の整備に伴う資金収支を表しています。

1) 支出

他団体等への補助金・負担金も含めた普通建設事業費と他会計等への建設事業費繰出金を計上します。

2) 収入

普通建設事業の財源となった国県支出金、地方債、基金取崩額、諸収入等を計上します。

③投資・財務的収支の部

投資活動や地方債の償還等に伴う資金収支を表しています。

1) 支出

投資及び出資金、貸付金、基金積立額、定額運用基金への繰出、他会計等への公債費繰出金、地方債償還額を計上します。

2) 収入

地方債償還などの財源となる国県支出金、貸付金の回収額、公共資産売却による収入額等を計上します。

《注記》

注記には、一時借入金に関する情報と基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報を表記しています。

普通会計資金収支計算書の概要

①経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の関係

資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰（黒字）で公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足（赤字）を補てんするという関係になります。経常的収支の黒字よりも公共資産整備収支と投資・財務的収支の赤字合計が大きい場合は、期首にあった歳計現金が減少していることを表します。

②経常的収支の部

20年度の支出合計は394億5,049万7千円、収入合計は497億5,794万6千円で経常的収支額は103億744万9千円の黒字となりました。

支出の主なものとしては、人件費114億2,544万3千円、物件費73億1,354万5千円、社会保障給付（扶助費）91億949万6千円、補助金等48億864万5千円となりました。

収入の主なものとしては、地方税 222 億 7,145 万 5 千円、地方交付税 124 億 4,771 万円、国県補助金等 74 億 1,017 万 5 千円、その他収入 35 億 6,930 万 1 千円、地方債発行額 15 億 9,119 万 4 千円となりました。その他収入のうち金額が大きいものは、地方消費税交付金 14 億 8,228 万 8 千円、地方譲与税 7 億 7,542 万円、自動車取得税交付金 4 億 7,117 万 1 千円などの各種交付金です。

③公共資産整備収支の部

20 年度の支出合計は 53 億 1,922 万 5 千円、収入合計は 38 億 2,374 万 3 千円で公共資産整備収支額は 14 億 9,548 万 2 千円の赤字となりました。この赤字分を経常的収支の黒字分の一般財源で賄ったこととなります。

支出の大部分は自団体で行う公共資産整備に係る支出で、37 億 831 万 5 千円です。

一方、収入は公共資産整備支出の財源となった地方債発行額 22 億 7,370 万円、国県補助金等 14 億 8,585 万 7 千円、その他収入 3,787 万 8 千円となりました。その他収入は、諸収入及び分担金です。

④投資・財務的収支の部

20 年度の支出合計は 94 億 6,665 万 7 千円、収入合計は 5 億 8,618 万 4 千円で投資・財務的収支額は 88 億 8,047 万 3 千円の赤字となりました。③と同様にこの赤字分を経常的収支の黒字分の一般財源で賄ったこととなります。

支出の主なものとしては、地方債償還額 55 億 9,999 万円、他会計への公債費充当財源繰出支出 26 億 7,444 万 1 千円であり、収入の主なものとしては、その他収入 4 億 1,463 万 6 千円です。

これらにより、20 年度の 1 年間で 6,850 万 6 千円の歳計現金が減少し、期末の歳計現金残高は 7 億 1,577 万 7 千円となりました。

財務書類を活用した分析

(1) 社会資本形成の世代間負担比率

純資産は、過去及び現世代の負担により形成された財産の金額を表しています。公共資産残高に対する純資産残高の割合は、現存する社会資本のうち、どれだけこれまでの世代の負担で賄われたかを表しています。公共資産に対する純資産の比率が高ければ、これまでの世代が負担した税金等で形成された資産から将来にわたって行政サービスが受けられるため、将来世代の負担が少ないといえます。逆に公共資産に対する地方債の比率が高ければ、現在使用する資産を将来の税金等により形成していることになり、将来世代の負担が大きいいといえます。

社会資本整備によって生じる利益は将来にも及ぶものであり、世代間の負担の公平性という観点からは一概に言うことはできませんが、将来世代への負担を考えた場合、これまでの世代による負担率が高いことが望まれます。

過去及び現世代負担比率(%) = 純資産合計 ÷ 公共資産合計 × 100

将来世代負担比率(%) = 地方債残高 ÷ 公共資産合計 × 100

(単位：千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①公共資産合計	169,899,810	211,711,847	208,159,661
②純資産合計	123,138,488	163,697,761	162,683,701
③地方債残高	61,577,434	60,246,938	58,544,442
過去及び現世代負担比率(②/①)	72.5%	77.3%	78.2%
将来世代負担比率(③/①)	36.2%	28.5%	28.1%

※平成18年度については、旧総務省方式の数値を使用しています。

20年度の過去及び現世代負担比率は、78.2%と前年度より0.9ポイント悪化しましたが、将来世代負担比率は28.1%と前年度より0.4ポイント減少しました。地方債残高は、18年度と比較して30億3,299万2千円の減となり、着実に将来世代への負担が減少していることがわかります。

(2) 歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産が何年分の歳入に相当するかみることができます。この比率が高いほどストックとしての社会資本の整備が進んでいると考えられます。歳入額対資産比率の平均的な値は、3.0~7.0の間になるといわれています。

歳入対資産比率(年) = 資産合計 ÷ 歳入総額

(単位：千円)

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
①歳入総額	55,945,507	55,688,668	54,952,156
②資産合計	194,891,890	235,952,047	233,472,155
歳入額対資産比率(②/①)	3.5年	4.2年	4.2年

※平成 18 年度については、旧総務省方式の数値を使用しています。

20 年度の歳入額対資産比率は、4.2 (年) と前年度と同様で大きな変化はみられませんでした。ただし、今後歳入総額が減少しつつ歳入額対資産比率が増加している場合には注意が必要です。歳入総額は景気や交付金・補助金などの外部要因により変動しやすいですが、有形固定資産が多く含まれる資産総額は短期間には変動しないため、歳入総額が減少しても一度形成した資産はなかなか減少しないためです。

(3) 有形固定資産の行政目的別割合

貸借対照表に計上された有形固定資産の行政目的別割合をみることにより、行政分野別の公共資産形成の比重を把握することができます。

(単位：千円)

行政目的	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
①生活インフラ・国土保全	71,295,046	42.0%	100,576,950	47.6%	99,209,864	47.8%
②教 育	47,257,319	27.8%	52,248,015	24.7%	52,214,480	25.1%
③福 祉	5,073,612	3.0%	5,104,900	2.4%	4,943,968	2.4%
④環境衛生	11,605,138	6.8%	13,088,907	6.2%	12,664,485	6.1%
⑤産業振興	22,300,429	13.1%	27,350,459	12.9%	26,014,332	12.5%
⑥消 防	789,429	0.5%	1,050,396	0.5%	1,111,737	0.5%
⑦総 務	11,578,837	6.8%	11,955,849	5.7%	11,664,424	5.6%
有形固定資産合計	169,899,810	100.0%	211,375,476	100.0%	207,823,290	100.0%

※平成 18 年度については、旧総務省方式の数値を使用しています。

20 年度の行政目的別割合は、生活インフラ・国土保全が 47.8% と最も高く、次いで教育の 25.1%、産業振興の 12.5%、環境衛生の 6.1% となりました。生活インフラ・国土保全と教育の二つで全体の 7 割を占めていることとなります。

この指標は、社会資本の形成割合を示すものですから、この割合が低いからといってその行政分野のサービスが低いということではありません。例えば福祉は、予算に占める割合は高いですが、その多くは扶助費などのようにその年度中に消費されてしまうという性格のサービスであるため社会資本形成には結びつきません。この消費された行政サービス

を表すのは行政コスト計算書です。

(4) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過しているのかを全体として把握することができます。資産老朽化比率の平均的な値は、35%～50%の間になるといわれています。

資産老朽化比率(%) = 減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 土地等 + 減価償却累計額) × 100

《平成20年度》

(単位:千円)

行政目的	有形固定資産合計	土地等	減価償却累計額	資産老朽化比率
①生活インフラ・国土保全	99,209,864	35,529,297	51,880,358	44.9%
②教育	52,214,480	9,232,548	22,689,605	34.6%
③福祉	4,943,968	1,035,118	5,975,540	60.5%
④環境衛生	12,664,485	2,639,569	13,186,879	56.8%
⑤産業振興	26,014,332	4,482,185	36,545,879	62.9%
⑥消防	1,111,737	333,054	2,715,766	77.7%
⑦総務	11,664,424	3,646,048	7,740,753	49.1%
合計	207,823,290	56,897,819	140,734,780	48.3%

20年度の有形固定資産全体の資産老朽化比率は48.3%で、行政目的別にみると比率が高い順に消防の77.7%、産業振興の62.9%、福祉の60.5%となっています。

特に、比率が高く有形固定資産の金額が大きい消防、産業振興、福祉、環境衛生をみると、消防庁舎等施設、農林水産業施設（海岸、林道等）、保育園等福祉施設、ごみ処理施設の老朽化が進んでいることによります。

(5) 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産（有形固定資産）に対する比率をみることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか（資産が効率的に活用されているか）を分析することができます。各行政分野におけるハード、ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分を検討するうえでも参考となる指標です。行政コスト対公共資産比率の平均的な値は、行政目的別ごとの比率にばらつきはありますが、全体では10%～30%の間になるといわれています。

行政コスト対公共資産比率(%) = 経常行政コスト ÷ 有形固定資産 × 100

《平成 20 年度》

(単位：千円)

項 目	行政コスト計算書（経常行政コスト）①		貸借対照表（有形固定資産）②		行政コスト対公共資産比率 (=①/②)
	金 額	構成比	金 額	構成比	
①生活インフラ・国土保全	7,271,024	14.4%	99,209,864	47.8%	7.3%
②教 育	5,642,571	11.1%	52,214,480	25.1%	10.8%
③福 祉	17,483,813	34.5%	4,943,968	2.4%	353.6%
④環境衛生	5,318,380	10.5%	12,664,485	6.1%	42.0%
⑤産業振興	4,174,803	8.2%	26,014,332	12.5%	16.0%
⑥消 防	2,520,951	5.0%	1,111,737	0.5%	226.8%
⑦総務・議会	7,050,942	13.9%	11,664,424	5.6%	60.4%
⑧支払利息	1,042,964	2.1%	—	—	—
⑨回収不能見込額	127,374	0.3%	—	—	—
⑩その他	0	—	—	—	—
合 計	50,632,822	100.0%	207,823,290	100.0%	24.4%

20年度の行政コスト対公共資産比率は全体で24.4%となりました。福祉をみると、生活保護費や児童手当、高齢者・障がい者等への給付サービスが中心であり、有形固定資産に極度に依存していないため353.6%と高い比率となっています。一方で、有形固定資産の整備や維持管理などが大きな割合を占める生活インフラ・国土保全是7.3%と低い比率となりました。

(6) 地方債の償還可能年数

市の抱えている地方債を定期的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表し、借金の多寡や債務返済能力を測る指標です。

借金を返済するには、何らかの形で資金（返済原資）を確保しなければなりませんし、安定的な返済を行うためには返済原資として定期的に確保できる資金である必要があります。償還可能年数の平均的な値は、3年～9年の間の年数になるといわれています。

地方債の償還可能年数（年） = 地方債残高 ÷ 経常的収支額（地方債発行額及び基金取崩額を除く）

≪平成 20 年度≫

(単位：千円)

貸借対照表(地方債残高)①	資金収支計算書(経常的収支額)②	地方債の償還可能年数 (=①/②)
58,544,442	8,358,447	7.0年

経常的収支額は資金収支計算書で算定されます。経常的収支の部の収入には経常的支出に充てられた地方債収入や基金取崩による収入が含まれています。しかし、返済原資に借金を用いることはできませんし、残高に限りのある基金を充てることも長くは続きませんので控除することとしています。

20年度の地方債の償還可能年数は、7.0年と比較的高い値になりました。地方債の借換えや繰上償還を行っているものの、以前残高が多い状況にあり、今後も市の債務償還能力の向上を図る必要があります。

(7) 市民一人あたりの財務書類

貸借対照表や行政コスト計算書自体では、各自治体の人口規模等が異なるため単純な比較が困難です。しかし、貸借対照表や行政コスト計算書の各項目の金額を市の人口で割り、市民一人あたりの金額を算出することにより他団体との比較が可能となります。